

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

教育委員会規則  
 ○教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（八・教育庁総務課）…………… 1

## 教育委員会規則

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

### 秋田県教育委員会規則第八号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

第一条 教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第一章 総則（第一条）  
 第二章 図書館（第二条―第八条）  
 第三章 青少年交流センター（第九条―第十四条）  
 第四章 生涯学習センター（第十五条―第十九条）  
 第五章 子ども博物館（第二十条―第二十三条）  
 第六章 少年自然の家（第二十四条―第二十七条）  
 第七章 削除  
 第八章 美術館（第三十三条―第三十七条）  
 第八章の二 近代美術館（第三十七条の二―第三十七条の六）

第九章 博物館（第三十八条―第四十三条）

第九章の二 農業科学館（第四十三条の二―第四十三条の六）

第十章 埋蔵文化財センター（第四十四条―第四十六条の二）

第十一章 総合教育センター（第四十七条・第四十八条）

第十二章 スポーツ科学センター（第四十九条―第五十三条の二）

第十三章 体育館（第五十四条―第五十五条の六）

第十四章 スキー場（第五十六条―第五十八条の三）

第十五章 スケート場（第五十九条―第六十二条の四）

第十六章 野球場（第六十三条―第六十四条の六）

第十七章 運動広場（第六十五条―第六十六条の六）

第十八章 総合プール（第六十七条―第七十条の四）

第十九章 総合射撃場（第七十一条―第七十三条の六）

第二十章 スポーツセンター（第七十四条―第七十六条の六）

第二十一章 武道館（第七十七条―第八十四条）

#### 附則

第二条第一項中「以下この章において「図書館」というを「秋田県立図書館あきた文学資料館を除く」に、「とおり」を「区分に応じ当該各号に定める時間」に改め、同項各号を次のように改める。

一 四月一日から十月三十一日まで 午前十時から午後八時まで（その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は第四条第一項に規定する館内整理日（次号において「日曜日等」と総称する。）に当たるときは、午前十時から午後五時まで）

二 十一月一日から翌年の三月三十一日まで 午前十時から午後七時まで（その日が日曜日等に当たるときは、午前十時から午後五時まで）

第二条第二項中「図書館」を「秋田県立図書館（以下この章において「図書館」という。）」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 秋田県立図書館あきた文学資料館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。

第三条の見出しを「（休館日等）」に改め、同条第一項中「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

一 第三月曜日以外の月曜日（その日が休日に当たるときは、その日の翌日）

二 第三日曜日（その日が休日に当たるときは、その日の翌々日）

三 一月一日から同月三日までの日

四 十二月二十八日から同月三十一日までの日  
五 館長が別に定める特別整理期間に当たる日

第三条第二項中「場合は、前項の規定にかかわらず」を「ときは」に、「休館し」を「休館日を設け」に、「開館する」を「前項に定める休館日を変更する」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 館長は、必要があると認めるときは、休館日であつても図書館を利用させることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第五条を削る。

第四条中「図書館資料」を「図書館の資料」に改め、「(以下この章において「利用者」という。)」及び「ところにより、所定の」を削り、同条を第五条とする。

第三条の二第一項中「二月を」を「同月を」に改め、同条第二項中「図書館資料」を「図書館の資料」に改め、同条を第四条とする。

第六条を次のように改める。

(利用の拒否等)

第六条 館長は、次のいずれかに該当する者の図書館の利用を拒み、又は当該者に図書館からの退去を命ずることができる。

一 図書館を利用する他の利用者に迷惑を覚えさせるような行為をする者

二 図書館の資料を破損し、又は汚損する行為をする者

三 図書館の利用に関し館長が定める規程に違反する者

四 館長の指示に従わない者

第八条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「事項は、」の下に「館長が」を加え、「協議の上、館長が」を「協議して」に改める。

第十条を削る。

第九条の見出しを「(休所日等)」に改め、同条中「秋田県青少年交流センター」を「青少年交流センター」に改め、「(以下この章において「青少年交流センター」という。)」及び「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一月一日から同月三日までの日

二 十二月二十九日から同月三十一日までの日

第九条に次の一項を加える。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、青少年交流センターの休所日の取扱い等について準用する。

第九条を第十条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(使用時間)

第九条 秋田県青少年交流センター(以下この章において「青少年交流センター」という。))の使用時間は、午前九時から午後九時まで(青少年交流センターの宿泊施設(以下この章において「宿泊施設」という。))にあつては、午後三時から使用を終える日の午前十時まで)とする。

2 青少年交流センターの長(以下この章において「所長」という。))は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

第十一条の見出しを「(使用の許可の申請等)」に改め、同条中「施設又は土地の使用が、」を「使用が」に、「その使用を許可しては」を「使用の許可をしては」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

秋田県青少年交流センター条例(平成十一年秋田県条例第五号。以下この章において「条例」という。))第三条の規定により青少年交流センターの施設又は土地の使用の許可を受けようとする者は、所長の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

第十二条を次のように改める。

(使用料の減免の申請)

第十二条 条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第十三条を削る。

第十三条の二中「秋田県教育委員会が」の下に「別に」を加え、「の各号」を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第十三条の二 条例第八条の規定により宿泊施設の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。))の宿泊施設の使用時間及び休所日は、第九条第一項及び第十条第一項の規定にかかわらず、第九条第一項に定める使用時間及び第十条第一項に定める休所日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第九条第二項並びに第十条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第九条第二項中「青少年交流センターの長(以下この章において「所長」という。))とあり、並びに第十条第二項において準用する第三条第二項及び第三項中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第九条第二項及び第十条第二項において準用する第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第十三条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休所日を定め、若しくは変更

し、又は前項の規定により読み替えて適用される第九条第二項若しくは第十条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休所日を設けたときは、その使用時間及び休所日を宿泊施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

**第十三条の三** 指定管理者に管理を行わせる場合における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「所長の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

**2** 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第十一条の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

**第十三条の四** 指定管理者は、条例第十二条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(補則)

**第十四条** この章に定めるもののほか、青少年交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

**2** 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の宿泊施設の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

(開所時間)

**第十五条** 秋田県生涯学習センターの開所時間は、午前九時から午後五時まで(講堂、研修室及び会議室にあっては、午前九時から午後九時まで、秋田県生涯学習センター分館(以下この章において「分館」という。)の研修室、多目的ホール及び練習室にあっては、午前九時から午後十一時まで)とする。

**2** 秋田県生涯学習センター(以下この章において「生涯学習センター」という。)の長(以下この章において「所長」という。)は、必要があると認めるときは、前項に定める開所時間を変更することができる。

第十六条の見出しを「(休業日等)」に改め、同条中「の各号」を削り、「とお

り」を「日」に改め、同条各号を次のように改める。

一 月曜日(その日が休日当たるときは、その日の翌日)

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

第十六条に次の一項を加える。

**2** 第三条第二項及び第三項の規定は、生涯学習センターの休業日の取扱い等について準用する。

第十七条を次のように改める。

(使用の許可の申請等)

**第十七条** 秋田県生涯学習センター条例(昭和五十五年秋田県条例第十七号。以下この章において「条例」という。)第三条の規定により生涯学習センターの使用の許可を受けようとする者は、所長の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

**2** 第十一条第二項の規定は、生涯学習センターの使用の許可について準用する。

第十七条の二を削る。

第十八条中「秋田県教育委員会」の下に「別に」を加え、「の各号」を削り、同条第二号中「である」の下に「団体である」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

**第十八条の二** 第十二条の規定は、条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)

**第十八条の三** 条例第八条の規定により分館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の分館の開所時間及び休業日は、第十五条第一項及び第十六条第一項の規定にかかわらず、第十五条第一項に定める開所時間及び第十六条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

**2** 指定管理者に管理を行わせる場合における第十五条第二項並びに第十六条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第十五条第二項中「秋田県生涯学習センター(以下この章において「生涯学習センター」という。)の長(以下この章において「所長」という。)」とあり、並びに第十六条第二項において準用する第三条第二項及び第三項中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第十五条第二項及び第十六条第二項において準用する第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第十八条の三第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開所時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第十五条第二項若しくは第十六条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開所時間及び休業日を分館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第十八条の四 指定管理者に管理を行わせる場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「所長の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第十七条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

第十九条を次のように改める。

(補則)

第十九条 この章に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の分館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第二十一条の見出しを「(休館日等)」に改め、同条中「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条第一号中「当該」を「その」に改め、「その」の下に「日」を加え、同条第二号及び第三号を次のように改める。

一 一月一日から同月三日までの日

二 十二月二十九日から同月三十一日までの日

三 第二十一条に次の一項を加える。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、子ども博物館の休館日の取扱い等について準用する。

第二十二條の見出し中「手続」の下に「等」を加え、同条第一項中「子ども博物館利用申込書」を「利用申込書」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に、「により」を「による」に改め、「これを」を削る。

第二十二條の二を削る。

第二十三條を次のように改める。

(補則)

第二十三條 この章に定めるもののほか、子ども博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、館長が教育長と協議して別に定める。

第二十四條の見出しを「(休所日等)」に改め、同条中「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

一 一月一日から同月三日までの日

二 十二月二十九日から同月三十一日までの日

三 第二十四条に次の一項を加える。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、少年自然の家の休所日の取扱い等について準用する。

第二十五条の見出しを「(利用対象者)」に改め、同条中「の各号」及び「いづれかに該当する」を削り、同条第一号中「小学校高学年」を「小学校の第四学年以上の学年」に改め、「生徒」の下に「をいう。次号において同じ。」を加え、同条第二号中「少年教育の」を「少年の教育に関する」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第二十六条の見出し中「手続」の下に「等」を加え、同条第一項中「少年自然の家利用申込書」を「利用申込書」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に、「により」を「による」に改め、「これを」を削る。

第二十七條を次のように改める。

(補則)

第二十七條 この章に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

第三十三條中「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間」に改め、同条ただし書及び同条の表を削り、同条に次の二号及び一項を加える。

一 四月一日から十月三十一日まで 午前十時から午後六時まで

二 十一月一日から翌年の三月三十一日まで 午前十時から午後五時まで

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開館時間を変更することができる。

第三十四條の見出しを「(休館日等)」に改め、同条中「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条第一号中「当該」を「その」に改め、「その」の下に「日」を加え、同条第二号及び第三号を次のように改める。

一 一月一日から同月三日までの日

二 十二月二十八日から同月三十一日までの日

三 第三十四条に次の二項を加える。

第三十四條に次の二項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は前項に定める休館日を変更することができる。

3 教育長は、必要があると認めるときは、休館日であっても美術館を使用させることができる。

第三十五条の見出し中「手続」を「対象となる事業」に改め、同条第一項中「美術ホール」を「美術館の美術ホール」に改め、「の各号」を削り、「以外」の下に「の事業」を加え、同項第一号及び第二号中「公開展示」の下に「に関する事業」を加え、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、「のうち」を削り、「のうちで生涯学習課長」を「で教育長」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の申請等)

第三十五条の二 秋田県立美術館条例(昭和四十二年秋田県条例第十五号。以下この章において「条例」という。)第二条の規定により美術館の美術ホールの使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、美術館の美術ホールの使用の許可について準用する。

第三十六条を次のように改める。

(準用)

第三十六条 第六条の規定は美術館の利用を拒否し、又は美術館からの退去を命ずる場合について、第十二条の規定は条例第六条の規定による美術館の使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第三十六条の二 条例第八条の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の美術館の開館時間及び休館日は、第三十三条第一項及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、第三十三条第一項に定める開館時間及び第三十四条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十三条第二項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第三十三条第二項及び第三十四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第三十六条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、若しくは変更

し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三十三条第二項若しくは第三十四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間及び休館日を美術館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第三十六条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第三十五条の二第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

第三十七条を次のように改める。

(補則)

第三十七条 この章に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の美術館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第三十七条の四を削り、第三十七条の五を第三十七条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第三十七条の五 第三条第二項及び第三項の規定は近代美術館の休館日の取扱い等について、第六条の規定は近代美術館の利用を拒否し、又は近代美術館からの退去を命ずる場合について、第七条の規定は近代美術館に資料を寄贈する場合等の手続について、第十二条の規定は秋田県ふるさと村条例(平成五年秋田県条例第四十五号)第八条の規定による入館料又は特別展示室入場料の減免を受けようとする場合について準用する。

第三十七条の六を次のように改める。

(補則)

第三十七条の六 この章に定めるもののほか、近代美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、館長が教育長と協議して別に定める。

第四十条の見出しを「(使用の許可の申請等)」に改め、同条第一項中「を使用しよう」を「の使用について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けよう」に、「講堂(学習室)使用許可申請書」を「申請書」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に、「前項の規定により許可をする場合」を「講堂又は学習室の使用の許可」に改め、「これを」を削る。

第四十一条を次のように改める。

(準用)

第四十一条 第三条第二項及び第三項の規定は博物館の休館日の取扱い等について、第六条の規定は博物館の利用を拒否し、又は博物館からの退去を命ずる場合について、第七条の規定は博物館に資料を寄贈する場合等の手続について、第十二条の規定は秋田県立博物館条例(昭和五十年秋田県条例第十五号)第五条の規定による入館料又は使用料の減免を受けようとする場合について、第三十七条の四の規定は博物館の資料の館外貸出し等について準用する。

第四十三条を次のように改める。

(補則)

第四十三条 この章に定めるもののほか、博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、館長が教育長と協議して別に定める。

第四十三条の四の見出しを「(使用の許可の申請等)」に改め、同条第一項中「多目的ホールを使用しよう」を「秋田県立農業科学館条例(平成三年秋田県条例第二十一号)第三条の規定により多目的ホールの使用の許可を受けよう」に、「多目的ホール使用許可申請書」を「申請書」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に、「前項の規定により許可をする場合」を「多目的ホールの使用の許可」に改め、「これを」を削る。

第四十三条の五及び第四十三条の六を次のように改める。

(準用)

第四十三条の五 第三条第二項及び第三項の規定は農業科学館の休館日の取扱い等について、第七条の規定は農業科学館に資料を寄贈する場合等の手続について、第十二条の規定は秋田県立農業科学館条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について、第三十七条の四の規定は農業科学館の資料の館外貸出し等について準用する。

(補則)

第四十三条の六 この章に定めるもののほか、農業科学館の管理及び運営に関し必要な事項は、館長が教育長と協議して別に定める。

第四十六条を次のように改める。

(準用)

第四十六条 第三条第二項及び第三項の規定は埋蔵文化財センターの公開展示の業務を行わない日の取扱い等について、第六条の規定は埋蔵文化財センターの収蔵資料の観覧を拒否し、又は埋蔵文化財センターからの退去を命ずる場合について準用する。

第十章第四十六条の次に次の一条を加える。

(補則)

第四十六条の二 この章に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理及び運営に関し必要な事項は、館長が教育長と協議して別に定める。

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

(懲戒等)

第四十七条 秋田県総合教育センターの長(以下この章において「所長」という。)は、次のいずれかに該当する者を戒め、又は当該者に退所を命ずることができる。

- 一 所長が定める研修に関する規律に違反する者
- 二 研修の受講成績が著しく不良である者
- 三 心身の故障のため、研修に堪えないと認められる者

(補則)

第四十八条 この章に定めるもののほか、総合教育センターの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

第十二章の章名及び同章第一節から第十一節までの節名を削る。

第四十九条本文中「この節」を「この章」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 スポーツ科学センターの長(以下この章において「所長」という。)は、必要があると認めるときは、前項に定める開所時間を変更することができる。

第四十九条の前に次の章名を付する。

第十二章 スポーツ科学センター

第五十条の見出しを「(休業日等)」に改め、同条中「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条第一号中「当該」を「その」に改め、「その」の下に「日」を加え、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

第五十一条の見出しを「(使用の許可の申請等)」に改め、同条中「スポーツ科学センターを使用しよう」を「秋田県スポーツ科学センター条例(昭和五十三年秋田県条例第四十八号)第二条の規定によりスポーツ科学センターの使用の許可を受

けよう」に、「スポーツ科学センター使用許可申請書」を「申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条第二項の規定は、スポーツ科学センターの使用の許可について準用する。

第五十二条第一項中「(昭和五十三年秋田県条例第四十八号)」を削り、「備考一」を「備考第一」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第五十三条を次のように改める。

(準用)

第五十三条 第三条第二項及び第三項の規定はスポーツ科学センターの休業日の取扱い等について、第十二条の規定は秋田県スポーツ科学センター条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(補則)

第五十三条の二 この章に定めるもののほか、スポーツ科学センターの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

第五十四条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開館時間を変更することができる。

第五十四条の前に次の章名を付する。

### 第十三章 体育館

第五十五条の見出しを「(休館日等)」に改め、同条中「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

第五十五条に次の一項を加える。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、体育館の休館日の取扱い等について準用する。

第五十五条の次に次の五条を加える。

(使用の許可の申請等)

第五十五条の二 秋田県立体育館条例(昭和四十三年秋田県条例第五十五号。以下この章において「条例」という。)第二条の規定により体育館の使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、体育館の使用の許可について準用する。  
(使用料の減免の申請)

第五十五条の三 第十二条の規定は、条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第五十五条の四 条例第七条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の体育館の開館時間及び休館日は、第五十四条第一項及び第五十五条第一項の規定にかかわらず、第五十四条第一項に定める開館時間及び第五十五条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第五十四条第二項並びに第五十五条第二項において準用する第三十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第五十四条第二項及び第五十五条第二項において準用する第三十四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第五十五条の四第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第五十四条第二項若しくは第五十五条第二項において準用する第三十四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開館時間及び休館日を体育館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第五十五条の五 指定管理者に管理を行わせる場合における第五十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五十五条の二第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第五十五条の六 この章に定めるもののほか、体育館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の体育館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て

別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五十六条中「毎年」を削り、「翌年」を「翌年の」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を変更することができる。

第五十六条の前に次の章名を付する。

#### 第十四章 スキー場

第五十七条中「おいて」を「おいては、」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「植物又は土石を伐採又は」を「木竹を伐採し、又は木竹以外の植物若しくは土石を」に改め、同条第二号中「指定」を「指定された場所」に改め、「おいて、」を削り、「捨て、又は不衛生な」を「捨てることその他保健衛生上の支障が生ずるおそれのある」に改める。

第五十八条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「により、スキー場内に固有の占用施設を工作し、又は設置し、その他施設の一部」を「による許可を受けて、スキー場に工作物その他の物件又は施設を設けてスキー場」に、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開設期間等)

第五十八条の二 秋田県田沢湖スキー場設置条例(昭和四十四年秋田県条例第五十七号)第二条の規定によりスキー場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のスキー場の開設期間は、第五十六条第一項の規定にかかわらず、同項に定める開設期間を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第五十八条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開設期間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第五十六条第二項の規定によりこれを変更したときは、その開設期間をスキー場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(補則)

第五十八条の三 この章に定めるもののほか、スキー場の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の

スキー場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五十九条中「あつては」を「あつては」に改め、「毎年」を削り、「翌年」を「翌年の」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を変更することができる。

第五十九条の前に次の章名を付する。

#### 第十五章 スケート場

第六十条を次のように改める。

(開場時間)

第六十条 スケート場の開場時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間とする。

- 一 滑走に使用させる場合 次の(一)又は(二)に定める時間
- (一) (二)に掲げる日以外の日にあつては、正午から午後八時まで
- (二) 日曜日、土曜日、休日、十二月二十二日から翌年の一月十三日まで及び三月二十二日から同月三十一日までの日にあつては、午前九時三十分から午後七時まで
- 二 滑走以外に使用させる場合 午前九時から午後五時まで

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

第六十一条の見出しを「(休場日等)」に改め、同条中「の開場期間」を削り、「のとおり」を「に掲げる日」に改め、同条第一号中「毎月」を削り、「あつては」を「あつては」に、「毎週月曜日」を「月曜日(その日が)」に改め、「その」の下に「日の」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、スケート場の休場日の取扱い等について準用する。

第六十一条の次に次の二条を加える。

(使用の許可の申請等)

第六十一条の二 秋田県立スケート場条例(昭和四十六年秋田県条例第五十七号。以下この章において「条例」という。)第二条の規定によりスケート場の使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、スケート場の使用の許可について準用する。  
(使用料の減免の申請に関する規定の準用)



第六十一条の三 第十二条の規定は、条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

第六十二条第一項中「秋田県立スケート場条例（昭和四十六年秋田県条例第五十七号。以下「スケート場条例」という。）を「条例」に、「第二号」を「第二」に改め、「の各号」を削り、「とおり」を「もの」に改め、同項第一号中「場合」を「もの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 社会教育団体が主催するもので、前号に準ずると認められるもの  
第六十二条第二項中「スケート場条例」を「条例」に、「第三号」を「第三」に、「保健体育課長」を「教育長」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等）  
第六十二条の二 条例第七条の規定によりスケート場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の

スケート場の開場期間、開場時間及び休場日は、第五十九条第一項、第六十条第一項及び第六十一条第一項の規定にかかわらず、第五十九条第一項に定める開場期間、第六十条第一項に定める開場時間及び第六十一条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第五十九条第二項、第六十条第二項並びに第六十一条第二項において準用する第三十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第五十九条第二項、第六十条第二項及び第六十一条第二項において準用する第三十四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六十二条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間、開場時間及び休場日を定め、若しくは變更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第五十九条第二項、第六十条第二項若しくは第六十一条第二項において準用する第三十四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開場期間、開場時間及び休場日をスケート場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等）

第六十二条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用

する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第六十一条の二第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

（補則）

第六十二条の四 この章に定めるもののほか、スケート場の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のスケート場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第六十三条中「毎年」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。  
2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を變更し、又は同項に定める開設期間以外の期間であつても野球場を使用させることができる。  
第六十三条の前に次の章名を付する。

#### 第十六章 野球場

第六十四条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。  
第六十四条の次に次の五条を加える。

（使用の許可の申請等）

第六十四条の二 秋田県立野球場条例（昭和四十七年秋田県条例第二十五号。以下この章において「条例」という。）第二条第一項の規定により野球場の使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、野球場の使用の許可について準用する。

（使用料の減免の申請に関する規定の準用）

第六十四条の三 第十二条の規定は、条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開設期間等）

第六十四条の四 条例第七条の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の野球場の開設期間及び開場時間は、第六十三条第一項及び第六十四条第一項の規定にかかわらず、第六十三条第一項に定める開設期間及び第六十四条第一項に定める開場時間を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるもの

とする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十三条第二項及び第六十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第六十四条の四第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開設期間及び開場時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第六十三条第二項若しくは第六十四条第二項の規定によりこれらを変更したときは、その開設期間及び開場時間を野球場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第六十四条の五 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第六十四条の二第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第六十四条の六 この章に定めるもののほか、野球場の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の野球場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものとするものについては、当該承認を受けることを要しない。

第六十五条中「毎年」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を変更し、又は同項に定める開設期間以外の期間であつても運動広場を使用させることができる。

第六十五条の前に次の章名を付する。

#### 第十七章 運動広場

第六十六条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更すること

ができる。

第六十六条の次に次の五条を加える。

(使用の許可の申請等)

第六十六条の二 秋田県立運動広場条例(昭和四十九年秋田県条例第四十四号。以下この章において「条例」という。)第四条第一項の規定により運動広場の使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、運動広場の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第六十六条の三 第十二条の規定は、条例第七条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開設期間等)

第六十六条の四 条例第九条の規定により運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の運動広場の開設期間及び開場時間は、第六十五条第一項及び第六十六条第一項の規定にかかわらず、第六十五条第一項に定める開設期間及び第六十六条第一項に定める開場時間を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十五条第二項及び第六十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第六十六条の四第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開設期間及び開場時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第六十五条第二項若しくは第六十六条第二項の規定によりこれらを変更したときは、その開設期間及び開場時間を運動広場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第六十六条の五 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「第四条第一項」とあるのは「第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第六十六条の二第一項

の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第六十六条の六 この章に定めるもののほか、運動広場の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の運動広場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第六十七条を削る。

第六十八条中「(次節を除く。)」を削り、同条ただし書を削り、同条第二号中「一月三日」を「同月三日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

第六十八条を第六十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

#### 第十八章 総合プール

第六十九条の見出しを「(休場日等)」に改め、同条中「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条第一号中「毎月」を削り、「当該」を「その」に改め、「その」の下に「日」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

第六十九条第四号中「で保健体育課長」を「において教育長」に改め、「十五日間」の下に「をいう。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、プールの休場日の取扱い等について準用する。

第六十九条を第六十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(使用の許可の申請等)

第六十九条 秋田県立総合プール条例(昭和五十八年秋田県条例第二十一号。以下この章において「条例」という。)第二条の規定によりプールの使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、プールの使用の許可について準用する。  
(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第六十九条の二 第十二条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

第七十条中「秋田県立総合プール条例(昭和五十八年秋田県条例第二十一号)別

表第一の備考第一号」を「条例別表第一号の表の備考第一」に改め、「の各号」を削り、「とおり」を「もの」に改め、同条第一号中「場合」を「もの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 社会教育団体が主催するもので、前号に準ずると認められるもの  
第七十条の次に次の三条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場時間等)

第七十条の二 条例第七条の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のプールの開場時間及び休場日は、第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定にかかわらず、第六十七条第一項に定める開場時間及び第六十八条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する第三十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する第三十四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七十条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場時間及び休場日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第六十七条第二項若しくは第六十八条第二項において準用する第三十四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開場時間及び休場日をプールの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七十条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなれば」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第六十九条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第七十条の四 この章に定めるもののほか、プールの管理及び運営に関し必要な事

項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のプールの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七十一条中「あつては」を「あつては」に改め、「毎年」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を変更することができる。

第七十一条の前に次の章名を付する。

#### 第十九章 総合射撃場

第七十二条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

第七十三条の見出しを「(休場日等)」に改め、同条中「の開設期間」及び「各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同条第一号中「当該」を「その」に改め、「その」の下に「日の」を加え、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

第七十三条に次の一項を加える。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、総合射撃場の休場日の取扱い等について準用する。

第七十三条の次に次の五条を加える。

(使用の許可の申請等)

第七十三条の二 秋田県立総合射撃場条例(平成七年秋田県条例第四十一号。以下この章において「条例」という。)第二条第一項の規定により総合射撃場の使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、総合射撃場の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第七十三条の三 第十二条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開設期間等)

第七十三条の四 条例第七条の規定により総合射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の

総合射撃場の開設期間、開場時間及び休場日は、第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条第一項の規定にかかわらず、第七十一条第一項に定める開設期間、第七十二条第一項に定める開場時間及び第七十三条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第七十一条第二項、第七十二条第二項並びに第七十三条第二項において準用する第三十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第七十一条第二項、第七十二条第二項及び第七十三条第二項において準用する第三十四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七十三条の四第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開設期間、開場時間及び休場日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第七十一条第二項、第七十二条第二項若しくは第七十三条第二項において準用する第三十四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開設期間、開場時間及び休場日を総合射撃場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七十三条の五 指定管理者に管理を行わせる場合における第七十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第七十三条の二第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第七十三条の六 この章に定めるもののほか、総合射撃場の管理及び運営に關し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の総合射撃場の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七十四条中「あつては」を「あつては」に改め、「毎年」を削り、同条ただし

書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を変更することができる。

第七十四条の前に次の章名を付する。

## 第二十章 スポーツセンター

第七十五条中「午後九時まで」の下に「(宿泊室にあつては、午後三時から使用を終える日の午前十時まで)」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

第七十六条の見出しを「(休業日等)」に改め、同条第二項中「水曜日が」を「その日が」に改め、「の各号」を削り、「場合」を「とき」に、「当該日は」を「その日は」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、スポーツセンターの休業日の取扱い等について準用する。

第七十六条の次に次の五条を加える。

(使用の許可の申請等)

第七十六条の二 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成十年秋田県条例第四十四号。以下この章において「条例」という。)第二条第一項の規定によりスポーツセンターの使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、スポーツセンターの使用の許可について準用する。(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第七十六条の三 第十二条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開設期間等)

第七十六条の四 条例第七条の規定によりスポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のスポーツセンターの開設期間、開場時間及び休業日は、第七十四条第一項、第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定にかかわらず、第七十四条第一項に定める開設期間、第七十五条第一項に定める開場時間及び第七十六条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第七十四条第二項、第七十五条第二項並びに第七十六条第二項において準用する第三十四条第二項及び第三項の規定

の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第七十四条第二項、第七十五条第二項及び第七十六条第二項において準用する第三十四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七十六条の四第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開設期間、開場時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第七十四条第二項、第七十五条第二項若しくは第七十六条第二項において準用する第三十四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開設期間、開場時間及び休業日をスポーツセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七十六条の五 指定管理者に管理を行わせる場合における第七十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第七十六条の二第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第七十六条の六 この章に定めるもののほか、スポーツセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のスポーツセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七十七条及び第七十八条を削る。

第七十九条中「この節」を「この章」に、「あつては」を「あつては」に改め、「毎年」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開館期間を変更することができる。

第七十九条を第七十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

## 第二十一章 武道館

第八十条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開館時間を変更することができる。

第八十条を第七十八条とする。

第八十一条の見出しを「(休館日等)」に改め、同条第一項中「の開館期間」及び「の各号」を削り、「とおり」を「日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一月一日から同月三日までの日

二 十二月二十九日から同月三十一日までの日

第八十一条第二項を次のように改める。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、武道館の休館日の取扱い等について準用する。

第八十一条を第七十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(使用の許可の申請等)

第八十条 秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号。以下この章において「条例」という。)第二条の規定により武道館の使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、武道館の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第八十一条 第十二条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

第八十二条から第八十四条までを次のように改める。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館期間等)

第八十二条 条例第七条の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の武道館の開館期間、開館時間及び休館日は、第七十七条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の規定にかかわらず、第七十七条第一項に定める開館期間、第七十八条第一項に定める開館時間及び第七十九条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第七十七条第二項、第七十八条第二項並びに第七十九条第二項において準用する第三十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第七十七条第二項、第七十八条第二項及び第七十九条第二項において準用する第三十四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第八十二条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館期間、開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第七十七条第二項、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項において準用する第三十四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館期間、開館時間及び休館日を武道館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第八十三条 指定管理者に管理を行わせる場合における第八十条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第八十条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第八十四条 この章に定めるもののほか、武道館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の武道館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第二条 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条の六」を「第七十六条の七」に改める。

第七十四条第一項中「プール」を「陸上競技場、ラグビー場、サッカー場、多目的運動広場、球技場、テニスコート及びキャンプ場」に、「六月二十日から九月十日」を「五月十五日から十月十五日」に改める。

第二十章中第七十六条の六を第七十六条の七とし、第七十六条の五の次に次の一条を加える。

(利用料金の承認の申請)

第七十六条の六 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附則

(施行期日)  
 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年十一月一日から、次項から附則第四項までの規定は公布の日から施行する。  
 (準備行為)

2 第一条の規定による改正後の教育機関の管理及び運営に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による次の各号に定める承認及び手続は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

一 改正後の規則第十三条の第二項の規定による秋田県青少年交流センターの宿泊施設の使用時間及び休所日の承認並びに改正後の規則第十四条第二項の規定による秋田県青少年交流センターの宿泊施設の管理に必要事項の承認に関する手続

二 改正後の規則第十八条の第三項の規定による秋田県生涯交流センターの分館の開所時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第十九条第二項の規定による秋田県生涯交流センターの分館の管理に必要事項の承認に関する手続

三 改正後の規則第三十六条の第二項の規定による秋田県立美術館の開館時間及び休館日の承認並びに改正後の規則第三十七条第二項の規定による秋田県立美術館の管理に必要事項の承認に関する手続

四 改正後の規則第五十五条の第四項の規定による秋田県立体育館の開館時間及び休館日の承認並びに改正後の規則第五十五条の六第二項の規定による秋田県立体育館の管理に必要事項の承認に関する手続

五 改正後の規則第五十八条の第二項の規定による秋田県田沢湖スキー場の開設期間の承認及び改正後の規則第五十八条の第三項の規定による秋田県田沢湖スキー場の管理に必要事項の承認に関する手続

六 改正後の規則第六十二条の第二項の規定による秋田県立スケート場の開場期間、開場時間及び休場日の承認並びに改正後の規則第六十二条の四第二項の規定による秋田県立スケート場の管理に必要事項の承認に関する手続

七 改正後の規則第六十四条の第四項の規定による秋田県立野球場の開設期間及び開場時間の承認並びに改正後の規則第六十四条の六第二項の規定による秋田県立野球場の管理に必要事項の承認に関する手続

八 改正後の規則第六十六条の四第一項の規定による秋田県立運動広場の開設期間及び開場時間の承認並びに改正後の規則第六十六条の六第二項の規定による秋田県立運動広場の管理に必要事項の承認に関する手続

九 改正後の規則第七十条の第二項の規定による秋田県立総合プールの開場時間及び休場日の承認並びに改正後の規則第七十条の四第二項の規定による秋田県立

総合プールの管理に必要事項の承認に関する手続  
 十 改正後の規則第七十三条の四第一項の規定による秋田県立総合射撃場の開設期間、開場時間及び休場日の承認並びに改正後の規則第七十三条の六第二項の規定による秋田県立総合射撃場の管理に必要事項の承認に関する手続  
 十一 改正後の規則第七十六条の四第一項の規定による秋田県立田沢湖スポーツセンターの開設期間、開場時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第七十六条の六第二項の規定による秋田県立田沢湖スポーツセンターの管理に必要事項の承認に関する手続  
 十二 改正後の規則第八十二条第一項の規定による秋田県立武道館の開館期間、開館時間及び休館日の承認並びに改正後の規則第八十四条第二項の規定による秋田県立武道館の管理に必要事項の承認に関する手続  
 十三 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための教育委員会関係条例の整備等に関する条例(平成十七年秋田県条例第八十二号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第十三条の四の規定の例により行うものとする。  
 十四 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十九号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、第二条の規定による改正後の教育機関の管理及び運営に関する規則第七十六条の六の規定の例により行うものとする。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十一年三月二十三日(第千四十七号)公布教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則  
 (印刷誤り)

三十一 一 (解雇)  
 平成十七年三月三十一日(号外第八号)掲載の秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令  
 (原稿誤り)

五 一 終わりから五  
 公立中学校  
 公立中学校

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄